議案第51号

加西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

加西市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年5月29日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市手数料条例の一部を改正する条例

加西市手数料条例(昭和 42 年加西市条例第 76 号)の一部を次のように改正する。 別表中

Γ

17	通知カードの再交付	1件につき	500 円
17 – 2	個人番号カードの再交付	1件につき	800 円

」を

Γ

17	個人番号カードの再交付	1件につき	800 円
----	-------------	-------	-------

」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部が改正され、個人番号を通知する「通知カード」が廃止されることに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止することから、所要の改正を行うもの。